

花と緑の広島づくりロゴマーク取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、花と緑の広島づくりに係る取組（以下「花と緑の取組」という。）を周知するためのロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の取扱に関し必要な事項を定めることとする。

(ロゴマークに関する権利)

第2条 ロゴマークに関する著作権その他一切の権利は、市に帰属する。

(使用対象)

第3条 ロゴマークを使用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 花と緑の取組を実施する個人又は団体（以下「花と緑の取組の実施主体」という。）

(2) その他市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、使用対象としないものとする。

(1) 市の信用又は品位を害するおそれがあると認められるもの

(2) 自己の商標又は意匠とするなど独占的に使用するおそれがあると認められるもの

(3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるもの

(4) 特定の宗教の普及宣伝活動、政治活動又は選挙活動に使用又はそれを助長するおそれがあると認められるもの

(5) その他市長が適当でないと認めるもの

(使用料等)

第4条 ロゴマークの使用は、無料とする。

2 ロゴマークの使用に係る経費は、当該使用者の負担とする。

(手続が必要なもの)

第5条 営利を目的としてロゴマークを使用する場合、花と緑の取組の実施主体が所定の申請書（様式第1号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、使用承認申請書の提出は不要とする。

(1) 市が主催又は共催する事業に使用するもの

(2) 実行委員会が主催し、事務局又は委員として市又は市の外郭団体が実行委員会に参画しているもの

(3) 市又は市の外郭団体が後援しているもの

(使用承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容が適正であるかどうかを審査し、ロゴマークの使用を適当と認めるときは、速やかに使用を承認するものとする。

2 市長は、前項の規定により使用を承認する場合は、速やかに、当該申請者に対し、その承認の内容及びこれに付した条件を通知するものとする。

3 市長は、使用を承認しない旨の決定をしたときは、速やかに、当該申請者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

(承認内容の変更)

第7条 ロゴマークの使用承認を受けた者は、その承認の内容に変更が生じた場合には、所定の変更承認申請書(様式第2号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容が適正であるかどうかを審査し、その変更を適当と認めるときは、速やかに変更を承認するものとする。

(遵守事項)

第8条 ロゴマークの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの形状や色等を変更しないこと。但し、白黒印刷は可とする。
- (2) ロゴマークの使用承認を受けた者は、その内容に沿って使用すること。
- (3) ロゴマークの使用承認後、その完成品を速やかに都市整備局緑政課へ提出すること。ただし、完成品の提出が困難であると認められる場合は、その写真をもって代えることができる。

(違反等に対する取扱い)

第9条 市長は、必要に応じ、ロゴマークを使用する者に対し、使用に関する経過報告を求め、又は調査をするものとし、調査等の結果、次の各号のいずれかに該当したときは、必要な措置を採ることを求め、又は使用の差止めを求めるものとする。この場合において、ロゴマークを使用した者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わないものとする。

- (1) 第3条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 第5条に規定する手続を行っていないとき。
- (3) 前条の遵守事項に違反したとき。

(事故、苦情等の処理)

第10条 ロゴマークを使用した物品等に関する事故又は苦情等が生じた場合は、使用者が自らの責任の下に、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する事故又は苦情については、市は、一切の責任を負わないものとする。

(委任規定)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年6月13日から施行する。